

二〇九 在監者が再審請求棄却決定に対し異議申立書を差し出す場合と刑訴法三六六条一項の準用の有無

刑訴法三六六条一項・四二八条・四四四條・四五〇条

昭和五四年五月一日第三小法廷決定(昭和五一年一)第一三〇号、再審請求棄却決定(に對する異議申立棄却決定に對する特別抗告事件) 刑集三三卷四号二七一頁

【事實】 高松高等裁判所は申立人からの再審請求事件について昭和五一年一月二十九日請求棄却の決定をなし、その決定の謄本が同年一月三日徳島刑務所に在監中の申立人に送達された。これに對して申立人が同月五日異議申立書を右刑務所長に差し出したところ、同所長はこれを郵送に付し、高松高等裁判所は同月八日これを受理した。高松高等裁判所は、しかし、右異議の申立はその期間經過後になされた不合法なものであるとして棄却した。

そこで、申立人は、監獄の長に申立書を提出したのは三日の期間内であつたとして、本件特別抗告の申立をなしたのである。

【判言】 第三小法廷は、本件抗告の趣意は單なる法令違反の主張であつて刑訴法四三三条の抗告理由にあたらなかつたが、職権によつて調査をなし、原決定には法令の解釈適用の誤りがあつてこれを取り消さなければ著しく正義に反すると認め、原決定を取り消して本件を原裁判所に差し戻した。その理由は次のとおりである。

「刑訴法三六六条の規定は、再審の請求のみならず再審請求棄却決定に對する異議の申立についても準用されるものと解するのが相当である(最高裁昭和五〇年一)第一号同年三月二〇日第一小法廷決定・裁判集刑事一九五号六三九頁参照) さら、本件異議の申立は、同法四二八条三項、四二二条に定める提起期間内にされたものといわなければならぬ。」

【評釈】 一 在監者の上訴申立に關する特則として、刑訴法三六六条一項は「監獄にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を監獄の長又はその代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。」

と規定している。そして、これは法および規則によってほかのいくつかの申立について準用されている。すなわち、上訴の放棄、取下、上訴権回復の請求（法三六）、再審の請求、取下（法四四）、訴訟費用執行免除の申立、裁判の解釈の申立、裁判の執行に関する異議の申立（法五〇三）、そして略式手続における正式裁判の請求、取下、請求権回復の請求（規則二九四）についてである。

二 右のように準用の明文規定のない事項について、なお三六六条一項が類推適用されうるかどうか。これが問題となる。これまでの最高裁の判断としては、控訴趣意書の提出（最三小決昭和四三年一月三十一日、刑集八卷九号一四九〇頁）、判決訂正の申立（最三小決昭和四一年四月二十七日、刑集二卷一〇号九五五頁）として刑事補償請求事件についての特別抗告の申立（最二小決昭和四九年七月一日、刑集二八卷五号二五七頁）に関するものがみられる。そのうち、類推適用が認められたのは判決訂正の申立に關する一件のみである。三六六条一項の類推適用の可否という問題をめぐっては、すでに本誌四七卷九号（右四九年決定）において少しく論じている。そのさい、三六六条の特則は、国家から訴追されている、あるいは訴追されていた者が、現に身体を拘束されている場合に、当該事件について防禦の万全を計らせるために、基本的にして重要な訴訟行為である上訴ないしはそれに準ずる不服申立について認められていて、と理解した。⁽¹⁾ある申立について、三六六条の類推適用が認められるかどうかを検討するに当っては、右のような制度の趣旨を判断の基準とすることとなる。

なお、前稿においては、控訴趣意書の提出に關し、それは三六六条の類推適用が認められうる性質の行為ではあるが、その期間はかなり長く、また、たとえ期間が経過しても、裁判所がその遅延をやむをえない事情に基づくものと認めるときには期間内に差し出されたものとする事ができる（規則二三八）という理由から、同条の類推適用を認めない判例の態度を是認した。しかし、いま思うに、在監者に關する特則は右の救済的な取り扱い以前に働くべきものであらう。さきの私見を撤回し、控訴趣意書の提出に關しても三六六条の類推適用を認めたいと思う。

三 本件の検討に入ると、まず、再審の請求そして取下については法の明文で三六六条の準用が規定されていることが注意される。再審の請求は、まさしく当該事件に關し、非常救済の手段として上訴に準ずる不服申立である。そ

の請求によつて新たに動き出した手続において、さらに生じてくる不服申立についても、それが上訴に準ずるものであれば、同様に三六六条の特則を認めてよいように思われる。なぜなら、当該事件についての不服申立という性格は失われなからである。

本件異議の申立が上訴〔抗告〕に準ずるものであることは明らかであり(刑訴法四二、八条参照)、判旨は正当と考えられる。⁽²⁾⁽³⁾

四 ところで、三日ないし五日という申立期間の制約は、在監者にとつて、現実的に極めて厳しいものといえる。その点を考慮して、三六六条の類推適用を前述の基準よりも広く、一般的に認めるべきではないか、という意見も少なくないようである。その広い適用は、確かに、在監者の地位の向上に資するものであり、また、それによつて実務的処理に格別の支障が生じるとも思えない。そのような取り扱いは、在監者に対する便宜供与の一つとして、望ましいことといふことができる。とはいへ、そこには解釈上の問題点が残されているように思われる。そこで、現行規定の解釈問題として、いま一度、三六六条の(類推)適用範囲について考えてみたい。

本件で問題となる再審の請求に目を向けると、明文により、その請求に三六六条を準用することが定められている。再審の請求は、自己の刑事事件についての上訴に準ずる不服申立であり、そこに三六六条を準用することに問題はない。ところが、その請求に期間の制約はないのである。右の規定は、従つて、再審の請求それ自体について意味をもつものではなく、その請求に伴う諸々の申立について三六六条の特則が認められることを明確にしている、と解される。法が、直接的な意味がないにもかかわらず、そのような規定をとくに設けているというところに、自己の刑事事件に関する裁判に対しての上訴的性格を有する申立について三六六条の準用ないし類推適用を認めようとする立法者の意思を、あらためてみることできよう。そして、例えば、これまでに問題とされた付審判請求および刑事補償請求の手続においては、三六六条の特則を認めることは予定されていない、と考えられる。このような理解によれば、右の特則を前述の基準よりも広く認めるということは、現行規定の解釈のわくを超えることとならう。

三六六条の準用ないし類推適用を前述の基準よりも広く、すなわちへ当該事件について防禦の万全を計らせるた

め」という限定を加えることなく認めるためには、新たな規定を必要とするように思われる。

(1) 最高裁は「刑事上の処分を受けた本人の刑事手続内における救済をその目的とする」という説明をしている(前記四九年の決定)。

(2) 本決定でも引用されているように、すでに昭和五〇年三月二〇日、第一小法廷によって同一の事例について積極的判断が示されている。すなわち、「刑法法四四四条が再審の請求及びその取下について、同法三六六条を準用しているのは、再審が確定判決に対し、当該判決手続で刑事上の処分を受けた本人の救済をその直接の目的とする非常救済手続であることによるものと解され、そうすると、再審の請求のみならず再審請求事件の特別抗告の申立にも同条の規定が準用されるものと解するのが相当である。」と。

(3) 本決定については、庭山教授による判例批評があり、同じく判旨を正当とされている(庭山英雄「刑法法三六六条一項の準用の有無」判例評論二五二号(判例時報九四七号)一九一頁)。(米 山 耕 二)